



## 千葉の会 活動報告 (2013年1月～7月)

1/25 (金) 東京高裁 進行協議  
 26 (土) 全体弁護団会議  
 2/14 (木)・21 (木) 利根川・江戸川河川整備計画  
 有識者会議傍聴  
 24 (日) 利根川・江戸川河川整備計画案公聴会意  
 見陳述  
 27 (水) 幹事会  
 3/2 (土) 全体弁護団会議  
 6 (水) 会報発行・発送作業  
 8 (金) 18 (月) 有識者会議傍聴  
 22 (金) 総会、幹事会  
 29 (金) 東京控訴審判決言渡し傍聴  
 4/11 (木) 利根川流域市民委員会  
 15 (月) 幹事会  
 17 (水) 東京高裁 進行協議  
 22 (月) 第2弾「危ない堤防を歩く見学会」参加



4/22 埼玉県の加須市地先 堤防にて

23 (火) 利根川水系河川整備計画院内集会パート2  
 27 (土) 全体弁護団会議  
 5/1 (水) 幹事会、千葉弁護団会議  
 15 (水) 千葉県への申し入れ・要望書提出

### 編集後記



控訴審が結審しました。私たち控訴側はダム建設計画の背後にある治水や利水にかかわる事実に即して、ダム計画の矛盾を明らかにしようとしてきました。

一方、被控訴側(県や国)は、問題をあくまでも現在の法律の枠組みでの法的手続きに押し込めた争点づらして対抗してきました。そしてその弁論(準備書面)のなかで、控訴人に対して非礼な言辞をつらねています。これは憲法が保障する市民の権利にかかわる、法曹人としての品位を欠いた言説と言わざるを得ません。判決は10月30日です。  
 (坂倉敏雅)

18 (土) 千葉駅・船橋駅でのチラシ配布・街宣活動



5 / 18 千葉駅頭にて

19 (日) みんなの党議員との面談  
 20 (月) 民主党議員との面談  
 23 (木) 自民党議員との面談  
 29 (水) 千葉弁護団会議  
 30 (木) 幹事会  
 31 (金) 千葉弁護団会議  
 6/2 (日) アースデイちばに出展、全体弁護団会議  
 3 (月) 千葉裁判 東京高裁 (424号法廷)  
 30 (日) 全体弁護団会議  
 7/3 (水) 幹事会  
 17 (水) 千葉裁判結審 東京高裁 (717号法廷)

### 注目！ いつ出されるのか？ 八ッ場ダム基本計画変更の議案

7月30日、太田国交大臣は八ッ場ダムの「2015年度完成」は不可能と認めた。ダム完成を急ぐ国交省は、今秋以降、工期延長と事業費増額を盛り込んだ基本計画変更を示し、千葉県議会にも関連議案が提出される見通し。「八ッ場ダムはいらない」あきらめず粘り強く抗議の声を上げ続けよう！

### お知らせ

**いよいよ判決！**  
**八ッ場ダム千葉裁判 判決言渡し**  
 10月30日 (水) 午後4時～  
 東京高裁 101号大法廷  
 \*傍聴券配布の都合上、午後3時30分までに裁判所前に集合のこと。（抽選の場合もあり）  
 \*裁判終了後の報告集会にも、ぜひご参加ください。

# STOP! THE YANBA DAM!



### CONTENTS

- 千葉事件の控訴審、いよいよ判決へ ..... 中丸素明
- 八ッ場ダム裁判 最終陳述しました ..... 中村春子
- 千葉控訴審の結審を傍聴 ..... 中台ヒデ子
- 現地は、今 ..... 渡辺洋子
- 弁護士は語る ..... 近藤裕香
- 工期延長により事業費大幅増に！ ..... 八ッ場あしたの会
- 千葉の会 活動報告
- お知らせ
- 編集後記 ..... 坂倉敏雅

18  
vol.

### 八ッ場ダムをストップさせる千葉の会

代表：中村春子・村越啓雄  
 住所：〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2-5-29  
 TEL/FAX：043-486-1363  
 E-mail：yanbachiba@gmail.com  
 ウェブ：<http://yanbachiba.blog102.fc2.com/>  
 第17号 2013年8月8日発行

10月30日(水)16:00～判決  
東京高裁101号大法廷にて

### 千葉事件の控訴審、いよいよ判決へ

弁護士 中丸 素明

#### ① 控訴審が結審

7月17日午後3時から、717号法廷で最終弁論がありました。共同代表の中村春子さんが10分間の意見陳述をした後、3名の弁護士が分担して30分間（治水・利水・まとめ）意見を述べ、結審となりました。柄木事件の証人尋問と重なってしまったため傍聴の心配でしたが、法廷が溢れかえる程の多くの皆さんに駆けつけていただきました。「千葉の底力」を、あらためて示す結果となりました。判決言渡しは、10月30日午後4時から、101号法廷で行われます。

#### ② この訴訟を通じて明らかになったこと

「公共事業は一旦動き出したら止まらない」と指摘されるようになってから、既に久しいものがあります。この国の、民主主義の成熟度合いの問題でもあります。国際的視野で見るならば、恥すべきことです。八ッ場ダム建設事業は、その典型例とされてきました。いま、関係する1都5県の住民が、巨額の公金支出は違法・無効だとして一斉に住民訴訟を提起し、たたかいで立ち上がっています。国土交通省をはじめとするこの事業の推進者らが、いかに声高にダムの必要性を叫ぼうとも、どれほど科学的な装いをこらそうとも、治水、すなわち洪水防止効果の面においても、利水、必要な生活用水の確保の面からも、全く無駄なダムであることが、客観的・科学的に明らかになっています。とりわけ、この訴訟の最終盤における大熊孝証人（新潟大学名誉教授）による治水に関する証言は、この国の長年にわたる河川政策の決定的な誤りを明らかにするものでした。また、嶋津暉之証人にによる利水に関する証言も、千葉県にとって八ッ場ダムが全く不要であることを、一審後の実績値・データなども加えて、さらに明らかにするものでした。どちらも、事実に基づく搖るぎのない証言で、法廷を圧倒しました。

#### ③ 「ならぬものはならぬ」

一真に国民のために役立つ河川政策・公共事業へ「ならぬものはならぬ」・「駄目なものは駄目」なのです。これ以上、この国の為政者達の、恣意、放漫、自堕落を許してはなりません。いま、八ッ場ダム建設問題は切羽詰まった厳しい状況に直面しています。しかし、私たちはそれに怯むわけにはいきません。この裁判で明らかすることができた成果に確信を持ち、利権構造で「がんじがらめ」にされ、ねじ曲げられたこの国の河川政策と公共工事のあり方を糾し、本当の意味での国民・住民のために役に立つ河川行政に舵をきらせるために、手を携えて前進していきましょう。

# 一ハッ場ダム裁判 最終陳述しました

控訴人 中村春子

控訴人陳述をいたします。千葉県佐倉市在住の中村春子です。

2004年9月の1337名による住民監査請求を経て、同年11月に51名の原告による住民訴訟に踏み切ってから、まもなく9年になります。

私がハッ場ダム問題に関わったきっかけは、1980年代、私の住む佐倉市の水道水は地下水8割、表流水2割のおいしい水でしたが、ハッ場ダムができることにより、割合が逆転し、水道料金も値上がりすることへの疑問でした。

その後、1991年から3期12年間、佐倉市議会議員を務める中で、ハッ場ダム建設が内包する多くの問題を知り、地域からの問題提起をしてきました。

佐倉市議会では超党派で勉強会を重ね、2002年6月に、雨水の涵養を図りながら地下水の保全等を求めた「地下水採取に関する千葉県環境保全条例の見直しを求める意見書」を、2003年3月に、水需要を精査し水利権量の縮小を国に求めることを記した「ハッ場ダム事業の見直しを求める意見書」を提出しました。いづれも佐倉市議会で採択され、千葉県に提出されています。

住民訴訟提訴後もハッ場ダム現地や利根川流域を幾度となく訪れ、学習ましたが、ハッ場ダム建設がもたらす多くの問題、貯水池周辺の地滑りの危険性、未来永劫続く強酸性水対策等々、巨額の税金の無駄遣いと取り戻すことのできない自然破壊など負の作用こそ見えて、それに見合う必要性は全く見られませんでした。また、ハッ場ダムは水不足が問題となる夏期は、洪水調節のため利水容量が四分の一まで減らされることもわかりました。

今後人口は減少し、社会構造が大きく変わるにもかかわらず、高度成長を夢見た60年前の計画を見直しもせず、あくまで過大な数値を追い求め、ハッ場ダムに固執する国、関係自治体、政・官・財の思惑は何でしょうか。ハッ場ダム事業は原発の推進と同根の、公共事業における政・官・学・業の癒着の構造そのものです。この悪しき慣習のために、孫子の世代が一銭た

りとも負担することは許すことができません。

ハッ場ダムの利水及び治水上の不要性についての科学的論拠については、すべての書面を提出してあります。そして6月3日の原告側証人尋問で、大熊証人と嶋津証人から、治水、利水における國のごまかしや被控訴人である自治体の不作為が、両証人の身についた専門性の高さから目に見える形で示されました。パワーポイントの使用により、市民にもわかる形での尋問が実現し、許可くださいました裁判所のご配慮に感謝申し上げたいと思います。

次に、ハッ場ダム問題が大いなる欺瞞の上に成り立つ事業であることを国交省自らが示した事実を述べます。それは、ハッ場ダムの上位計画でありながら今まで策定されていなかった「利根川・江戸川河川整備計画」を策定する有識者会議の様子です。この会議で明らかにされたことがいくつかあります。

ハッ場ダム建設の根拠であるカスリーン台風の実績流量、想定流量、それに基づいたデータも虚偽であり、捏造だったこと等です。有識者会議でこれらを指摘した大熊委員や関委員の質問や提案に対し、国土交通省もその意をくんだ学者らも、答えられない状態でした。そして、質問や提案があるたびに、役人は「ここはご意見をいただく場であり、何かを決める場ではありません」と繰り返していました。

この河川整備計画を策定する有識者会議は、2006年から2008年まで4回行われ、その後理由も示されず4年間休止し、昨年秋から3回実施されましたが、その後9回連続で予定が中止されました。

その後の3回の会議では、激論があったにもかかわらず、何も解決されないまま、国土交通省から4月24日に計画案が出され、関係自治体すべての異議なしの回答で、5月15日に計画が発表されました。

計画案に対する市民への公聴会やパブリックコメントで示された圧倒的多数の反対意見も無視した強引なやり方は、河川整備計画にハッ場ダムを位置づけ、本体工事着手の理由づけをするためだと思われます。



地すべり対策(林地区)



東京電力の松谷発電所

## ③ 地すべり対策工事費の増額

(試験湛水中に地すべりが発生する可能性が高い)

ハッ場ダム事業の地すべり対策は迷走しています。2004年のハッ場ダム基本計画変更時の地すべり対策は次のとおりで、わずか3地区のみの対策でよいとしていました。そのうち、横壁地区・小倉は対策実施済みで、新たな対策費用は残り2地区の1.9億円だけとしていました。

3地区 5.8億円

(川原畑地区二社平、林地区勝沼、横壁地区小倉)

しかし、地すべりの危険性がマスコミ等で指摘されてきたことにより、ハッ場ダムの検証の中で地すべり対策の見直しが行われ、次の対策案が示されました。

### ハッ場ダム検証による地すべり対策案 149.2億円

・地すべり等対策	11地区	109.7億円
・代替地安全対策	5地区	39.5億円

国交省関東地方整備局は、2004年の基本計画変更時点では5.8億円の対策費用だけでよいとしていましたが、見直した結果、149億円の対策費が必要だということになったのです。対策費用は26倍にも跳ね上がったことになります。2004年の計画変更時点で、地すべり対策についてきわめて杜撰な検討しか行わなかったことを如実に物語っています。

この杜撰さはダム検証の地すべり対策案の検討でも

見ることができます。地すべり対策案の元資料「ハッ場ダム周辺地況検討業務報告書（平成24年2月）日本工営㈱」を応用地質の専門家が検討したところ、かなり不十分なものであって、詳細な検証を行えば、地すべり対策費の大幅増額は避けられないことがわかりました。

ダム事業ではダム本体工事完了後、試験湛水を行い、最終的な安全確認を行ってからダムを運用することになっています。実際に水を貯め、水位を上下させてみなければ、ダム湖周辺に地すべり等が発生しないかどうか、わからないからです。

奈良県の大滝ダム（近畿地方整備局）や埼玉県の滝沢ダム（水資源機構）ではダム本体完成後の試験湛水で深刻な地すべりが発生してその防止対策が延々と行われ、それぞれ約189億円、約145億円の対策費が必要となりました。

同様に、貯水池予定地周辺の地質がきわめて脆弱なハッ場ダムでは、試験湛水で深刻な地すべりが発生して追加対策が必要となる事態が予想されます。地すべり対策費がダム検証で示された約149億円より大きく膨れ上がり、さらに100億円規模の増額が必要となる可能性が十分にあります。

以上の①②③も考慮すると、ハッ場ダム建設事業費の増額はダム検証で示された約183億円にとどまらず、さらに340～400億円、合わせて500～600億円規模の増額が必要となることが予想されます。

(ハッ場あしたの会HPより)

# 現地は、今

## 川原湯温泉

川原湯温泉では、温泉街の中心にあった老舗の山木館が解体され、残る旅館は、やまきぼし、丸木屋、ゆうあいの3軒のみとなりました。丸木屋も来年には打越代替地に移転が決まっており、現温泉街は寂れてゆくばかりです。

一方、温泉街の移転先とされる打越代替地も造成は完了していません。広大な代替地にやまた旅館と土産屋「おふく」が建ち、山木館、吾八寿司、旬などが移転準備中ですが、人工造成地の安全確保、温泉配湯施設の維持管理、温泉街への誘客など問題が山積し、川原湯再建の道筋は見えています。



## 本体工事着手の条件

本体工事を始めるに当たり、大きな障害となっているのは予定地を今も走るJR吾妻線です。鉄道の付け替えは川原湯温泉の新駅が完成しなければ行えません。新駅は来年2月に完成の予定ですが、駅前整備事業は用地買収が完了していないとも言われ、鉄道付け替えの時期は明らかにされていません。



JR吾妻線が付け替えられると  
ダム本体工事が始まる

ハッ場あしたの会 渡辺洋子



## 動植物と歴史遺産の宝庫

多くの住民が流出した水没予定地は、皮肉なことに自然が蘇りつつあります。イノシシや猿の群れ、アナグマなどに出くわすことも珍しくありません。春にはキジの鳴き声、今時分はカナカナとセミの鳴き声がよく聞こえます。鳥類の生態系ピラミッドの頂点に君臨する“森の王者”クマタカの姿を、今年も見たとの情報もありました。



水没予定地の遺跡の発掘調査は、まだ中断されたままです。全面を天明泥流に覆われている水没予定地は、泥流のおかげでその下の縄文遺跡も良好な状態で遺存しています。ハッ場は自然と歴史の宝庫です。

◇◇

参院選後、太田国交大臣はようやくハッ場ダムの工期延長の必要性に言及しました（7月30日記者会見）。今秋以降、関係都県議会に工期延長を可能とする計画変更手続きを提示する布石と見られます。

ハッ場ダム事業はこれからも、次々と問題を引き起こしていくでしょう。ダム本体工事が来年度にも始まると言われますが、あきらめるのは早すぎます。ハッ場あしたの会では、ダム問題をもっと多くの方々に知ってもらうために、チラシ、インターネットでの発信などに、これまで以上に取り組んでいく予定です。

Fight in the cause of justice

## 弁護士は語る

千葉訴訟弁護団 近藤 裕香

### 2 ハッ場ダム訴訟に参加して

弁護士登録後しばらくして、事務所の先輩である中丸素明弁護士に声をかけていただき、弁護団に加わりました。

ハッ場ダムの問題を知り、弁護団に参加した時点で既に、訴訟は第一審の大詰めを迎え、証人尋問の段階にありました。参加初日から、大勢の原告が見守る中、緊迫感ある証人尋問、斬るか斬られるかの代理人間のやりとりを体験し、圧倒されました。

本訴訟では、ハッ場ダム建設やその背後にいる問題自体ももちろんですが、財務会計行為など法的な点においても色々な問題があります。すでに膨大な量の準備書面も出ていましたし、参加当初は理解が追いつかず、とてももどかしい思いをしていました。

先輩方の担当された書面をまとめたり、事務書面を作るなどして、弁護団の一番後ろで走っているうちに、事件にも慣れてきました。

控訴審も先日（7月17日）結審しました。中村共同代表と弁護団が熱のこもった気迫ある意見陳述がされました。

10月30日の判決は、良いものになるはずと期待しています。



### ▲正義の女神

目隠しは、彼女が前に立つ者の姿を見ないことを示し、貧富や権力の有無にかかわらず、万人に等しく適用されるべきとの、法の理念を表す。

(Wikipedia)

# 最新情報 工期延長により事業費大幅増に！

## ダム計画の迷走

7月30日の記者会見で、太田国交相は「八ッ場ダムの2015年完成は事実上不可能」と述べました。工期延長は必至です。「八ッ場あしたの会」の試算によれば、500～600億円の増額になるとのこと。自民党と国交省の国策の失敗は明らかです。

### 八ッ場ダムの事業費の増額

八ッ場ダム事業は、当初の計画（1986年）では事業費が2110億円でしたが、2004年の計画変更で4600億円に増額されました。しかし現状では、更なる増額が必至です。

#### 1 関東地方整備局が示した増額

関東地方整備局は、八ッ場ダムの検証（2011年）において、建設事業費4600億円から、さらに約183億円の増額が必要であることを示しました。

・工事遅延・中断による増額	55.3億円
・コスト縮減による減額	-21.7億円
・追加的な地すべり対策の点検による増額	109.7億円
・代替地の安全対策の点検による増額	39.5億円
計	182.8億円

#### 2 更なる増額要因

実際にはまだ他にも大きな増額要因があります。

##### ①代替地の整備費用の大半の負担：80～100億円

水没予定地、道路予定地などにかかる住民の移転代替地の整備費用は、現在は事業費の枠外で、2011年度まで約97億円になる見通しです。代替地は未だに造成工事中ですから、この整備費用はもっと大きくなります。八ッ場ダムの場合は谷の大規模な埋め立てや山の斜面への造成など、地形条件の悪い中で代替地を無理してつくっていますので、整備費用がきわめて高額になっています。

ダム事業では代替地の整備費用は本来は分譲収益で賄うものですが、大規模な人工造成が必要な八ッ場ダム事業では分譲収益ではとても足りません。代替地の分譲地価は周辺地価よりかなり高額ですが、分譲収益はせいぜい120億円程度（移転世帯予定数134世帯×1戸あたり平均的な敷地面積100坪×平均的な分譲価格15万円/坪=20億円）ですから、とても足りず、

代替地整備費用の大半80～100億円は事業費に上乗せされると予想されます。

##### ②東電への減電補償：160～200億円以上

八ッ場ダムの完成後はその取水に伴って、吾妻川の東京電力株式会社の発電量が大幅に減少しますので、東京電力への減電補償が必要です。この減電について、関東地方整備局は八ッ場ダム検証報告の中で、独自に行った概略的な試算の結果を次のとおり示し、減電量はわずか600万kwh/年にとどまるとしています。

- ・ダム建設前の発電量：5億7700万kwh/年（東京電力）
- ・ダム建設後の発電量：6億400万kwh/年  
(東京電力 5億6300万kwh/年、群馬県4100万kwh/年)
- ・東京電力の減電量：600万kwh/年

しかし、この試算で関東地方整備局が使ったデータを国会議員の資料請求で入手して減電量を計算すると、大きく異なる結果が得られました。次のとおりです。

減電量 1億4000万～1億8000万kwh/年以上

この減電量から減電補償額を試算すると、160～200億円以上になります。

関東地方整備局の試算は事業費の増額に対する関係都県の反発を抑えるために、減電量がわずかだという結果が得られるように恣意的な計算を行ったものです。実際にはかなりの額の減電補償が必要になります。



吾妻川の水力発電の問題について、詳しくはこちらをご参照ください。

<http://yamba-net.org/problem/mokuteki/hatsuden/>

私はすべての会議を傍聴いたしましたが、なりふりかまわないこれらの状況を見ていると、国交省はすでに国家的事業である八ッ場ダム計画が破綻していることを自覚しており、これらを隠ぺいするために数々の非民主的な強硬策をとっていると見てとれます。

この住民訴訟は、本日最終弁論を迎えましたが、被控訴人千葉県から出された準備書面(12)について、控訴人の側から反論いたします。

前回、千葉県は控訴人側証人に対する反対尋問を裁判長から促されても尋問できず、後に書面で提出する旨発言し、多くの批判を受けました。その場で反論すれば、控訴人側証人はすべて答えられたはずです。その後提出された書面は権威におもね、控訴人と証人に對して非礼極まりない暴言による反論でした。

一審と同様に、千葉県側併代理人は「この問題は法律問題で決着させるべき事案であり、単に千葉県の住民というだけで何の正当性もない48名の住民が、その適否を左右できるようなものではなく、裁判を認めることさえ失当である」と述べています。これは、貴重な税金を無駄に使用してはならないという思いで、地方自治体のあるべき姿を求める住民の声に真摯に耳を傾けてくださった裁判所に対しても礼を失するものです。

千葉県代理人の発言の一部を紹介します。「この訴訟は誇大妄想的な非常識な判断である」「東京判決もこの奇怪な訴訟を許容するもの」「控訴人の主張は河川工学的な意味をもたない単なる数字遊び」等々、論

理性のない悪口雑言の羅列でした。利害を異にする立場の論争ですから、主張の違いはあるにしても、論争の相手に対する敬意が全く感じられません。代理人は県民の税金で仕事をしているはずです。県民に対する失礼な、品位を欠いた発言は改めるべきです。

また、内容については、

この訴訟の骨格である千葉県民にとって、著しい利益が何であるかなど、自ら調査した形跡は一切なく、すべて国の言い分をなぞるのみです。これは地方自治法における「地方自治の本旨」からかけ離れたものであり、自らの怠慢をこそ恥じるべきではないでしょうか。

最後に、裁判所におかれましては、民主主義の根幹である三権分立の一角である司法として、國や県の「裁量権」に委ねるのではなく、この八ッ場ダム問題について、歴史に耐える眞実に基づいた主体的な判断をされるようお願いし、控訴人の意見陳述を終わります。

#### 川原湯地区の打越代替地・温泉街ゾーン

##### 共同湯・王湯の移転地



7月より王湯会館と公園の工事開始  
本年度中に完成予定  
水特法事業として長野原町が施工  
工事費約2億2700万円  
(6/21, 7/11上毛新聞)

温泉街ゾーン移転第一号  
土産屋「お福」(7/3)  
「まるきやcafé」併設

#### 千葉控訴審の結審を傍聴

八ッ場ダム住民訴訟の控訴審が7月17日結審した。千葉での住民監査請求からまもなく9年。税金の無駄遣いを許さず、佐倉のおいしい飲み水を子どもたちに残したい、吾妻渓谷の自然破壊をさせてはならないと、住民訴訟の原告として裁判を見続けてきた。

一時は政権が代わり一縷の望みがあつたが、それもつゆと消えた。喪失感の中、唯一の希望が裁判、住民訴訟であった。

7月17日の結審は、地水、利水、公金支出の違法性を巡る問題の論点等、弁護団が最後の弁論を展開、そして共同代表の中村春子さんが控訴人として意見陳述を行いました。

弁護団の積み重ねられた立証作業に基づく意見陳

述によって、論点・焦点がはっきりし、すべてにおいて八ッ場ダムが必要ないことが再確認できた。

それにひきかえ、被控訴人千葉県及び千葉県側代理人は法廷で反対尋問をせず、その後書面によって反論し、その書面内容は権威におもね、控訴人と証人に對して非礼極まりない暴言によるものであつたことが、控訴人の陳述でわかった。

弁護団の話にも出たように、裁判所は眞実をねじ曲げることなく、実態審議で明らかになったことを、しっかり見て判決してほしいと、心から願います。

傍聴できなかった方々、詳しい意見陳述をぜひ読んでください。

（佐倉市 中台ヒテ子）